

## &lt;論 文&gt;

# 台湾の不法行為法における意思決定自由の保護

—「故意または過失による不実の陳述」を中心に—

張 譯 文\*  
訳：小 田 美佐子\*\*

## The Protection of Freedom of Decision-Making in Taiwanese Tort Law Focusing on Intentional and Negligent Misrepresentation

Yi-Wen Chang  
Translator: Misako Oda

Taiwanese tort law has adopted the German legal tradition, which distinguishes “rights” from “interests.” This distinction is closely tied to the division between intentional and negligent torts. While the protection of “freedom of decision-making” has often been debated in terms of whether it constitutes a “right” or an “interest,” a more robust analysis emerges when the perspective shifts to the subjective elements of liability. An examination of Article 92 of the Taiwanese Civil Code reveals that liability for wrongful interference with an individual’s decision-making is expressly limited to intentional acts. This statutory limitation implies that freedom of decision-making is excluded from the scope of negligence liability. Instead, it is better classified as an interest that receives protection only against intentional wrongdoing. For situations where a duty to disclose information arises from a specific relationship of reliance, alternative legal doctrines, such as *as culpa in contrahendo*, provide a more appropriate legal remedy.

**Keywords** : Taiwanese tort law; Freedom of decision-making; Misrepresentation; Pure economic loss; culpa in contrahendo.

---

\* 国立台湾大学法律学院准教授

\*\* 立命館大学法学部教授

キーワード：台湾不法行為法、意思決定の自由、過失による不実の陳述、純粋な経済的損失、契約締結上の過失

決定するのは難しい。良い結果をもたらす可能性もあれば、悪い結果を引き起こす可能性もある。生八つ橋をお土産に買いたいと思っているが、友人は甘いものを好まないかもしれない。株を買って資産運用をしたいと思っているが、投資額をすべて失う可能性もある。家を賃貸に出したいと考えているが、良くない入居者に遭遇するのではないかと不安である。

### 一. 問題の提示

各人は、原則として、自らの決定に責任を負うべきである。良い結果であれ、悪い結果であれ、その結果を自ら引き受けなければならない。自己責任の原則は、私的自治の基盤である。問題は、自分の決定が他者の影響、誘導または強迫を受けてなされた場合、その結果を自ら負担すべきなのかということである。逆に、相手方は、損害賠償責任を負うべきであろうか。

意思決定の自由を法的にどのように保護するかという問題は、多面的な要素にかかわっている。本稿では、以下のように、議論の対象を限定する。第一に、「決定内容」に関して、本稿の考察対象を財産に関連する決定に限定する。例えば、売買契約や賃貸借契約の締結または土地や金銭の所有権移転などである<sup>1)</sup>。第二に、「影響手段」に関しては、「不実情報の提供」に限定し、「故意による詐欺」と「過失による不実の陳述」についても論じる。第三に、「救済手段」に関しては、不法行為責任（台湾民法 184 条）に重点を置く。

以下では、後続の議論を展開するために、三つの実務事例を挙げる。

第一は保険料詐取事案<sup>2)</sup>である。保険外務員甲は、顧客乙に対し、保険契約の勧誘を装い、保険料を前払いで受け取ったが、甲は実際には乙のために保険契約を締結せず、その金額を着服した。乙は不法行為責任の規定に基づき、甲に対して損害賠償を請求することができるか。

第二は納骨塔区画事案<sup>3)</sup>であるが、乙は 12 区画の納骨塔を所有しており、転売を考えていた。納骨塔の経営者甲が、乙の切迫した心理状態につけ込み、「大口区画の方が販売に有利」と主張したため、乙は追加で 150 区画を購入した。乙は、不法行為責任の規定に基づき、甲に対して損害賠償を請求することができるか。また、甲が納骨塔経営者ではなく、単に乙の親族や友人である場合、結論は異なるか。

第三は土地高額購入事案<sup>4)</sup>であるが、土地の売主甲は、市街地再開発区域の範囲を故意に告知しなかったため、買主乙は錯誤に陥り、不当に高額な価格で土地を購入した。乙は、不法行為責任の規定に基づき、甲に対して損害賠償を請求することができるか。また、甲が故意ではなく過失によって誤った市街地再開発情報を提供した場合、結論は異なるか。

## 二. 台湾法の発展状況

### 1. 問題背景の説明

#### (1) 不法行為法における「異なる保護」の基本構造

ドイツ法の影響の下で、台湾の学説と実務の大半は、民法184条1項が二つの請求権の基礎、すなわち、「過失による不法行為」と「故意による良俗違反」を有すると解している<sup>5)</sup>。これら二つの種類の保護対象は同一ではない。「権利侵害」の場合にのみ、過失による不法行為責任の適用の余地がある。一方、権利以外の「利益侵害」、すなわち学理上いわゆる「純粋な経済的損失 (pure economic loss; reiner Vermögensschaden)」については、行為者が「故意により善良の風俗に違背する」場合に限り、被害者に損害賠償請求の可能性が生じる<sup>6)</sup>。全体として、台湾の不法行為法の解釈学は、権利と利益の「異なる保護」という基本的立場を採用している。

この主流の見解の下では、上記の各事例における重要な問題は、意思決定が他者による誤った情報提供の影響を受けた場合、乙はどのような権利の侵害を受けたといえるのかである。

#### (2) 所有権の保護範囲

さらに、ここで補足すべき点として、乙が錯誤に陥って金銭を支払い所有権を移転したことにより、所有権を喪失する可能性があるが、台湾の学説では、このような効果は所有権者自身の意思に基づいて生じたものであり、所有権の侵害を構成しないとされることが多い(王澤鑑、2021。葉啓洲、2016。游進發、2017)<sup>7)</sup>。換言すれば、他者が誤った情報を提供したとしても、不実の陳述という行為は、結局、所有権者の使用、収益、処分といった法益内容に影響を及ぼすものではない。結論として、この「不実の陳述」の事案類型においては、当事者が自ら財産を移転処分したのであり、その所有権は侵害されていないとされる。

### 2. 「権利」または「利益」

このような背景の下で、台湾法における議論の焦点は「意思決定の自由」へと移行した。例えば納骨塔区画事案において、最高法院は、詐欺に関する規定の保護法益は「意思表示の形成過程における自由」にあることを明確に示している<sup>8)</sup>。いわゆる「意思決定の自由」とは、表意者が自ら意思を形成する過程において他者からの干渉や妨害を受けないことを意味する(劉春堂、2020)。意思決定がなされた後の財産状態に増減があるか否かは、意思表示の自由とは無関係である。したがって、買主乙が対価を支払って価値に見合った納骨塔区画を取得し、全体として財産状態には影響がないように見えたとしても、意思表示の自由は干渉を受けたと認めべきである(葉啓洲、2022)<sup>9)</sup>。

問題は、このような「意思決定の自由」が一種の「権利」に該当し、台湾民法184条1項前段の過失による不法行為責任の保護を受けるか否かである。

### (1) 異なる学説の見解

この問題に関して、台湾では、特別な議論の流れが形成されている。意思決定の自由は「自由権」<sup>10)</sup>の一種に該当するのか。換言すれば、「自由」が民法184条1項前段の「過失による不法行為責任」の保護対象であることは疑いないが、「自由」とは、果たして「身体活動の自由」に限定されるべきなのか、それとも意思決定の自由などの「精神活動の自由」にも及ぶのか（孫森焱、2020。王澤鑑、2021。陳聰富、2023）。この点について、台湾の学説は、いまだ一致した見解に至っていない。多くの文献は、意思決定の自由の「権利」としての地位を認めている（劉春堂、2020。陳忠五、2022。孫森焱、2020。鄭冠宇、2024）。その主な理由は、意思決定の自由の概念内容がすでに成熟した発展を遂げており、保護内容や範囲が特定可能で予見性があり、人間の尊厳との間に切り離しがたい密接な関係を有することから、「その他の権利」と同等に扱われるべきであり、その保護の程度を低下させるべきではないというものである（陳忠五、2022）。これに対して、一部の学説は、「意思決定の自由」という概念は実際にはかなり抽象的かつ開放的であり、不確定な責任範囲が個人の行動の自由や社会経済活動の境界を侵食するリスクを避けるため、民法184条1項前段の適用の余地は否定されるべきであると考え（王澤鑑、2021）。

### (2) 揺れる実務の見解

同様に、台湾の実務も揺れ動いている。いくつかの「投資詐欺」事案では、事実審裁判所は明確に以下のように指摘している。過失による不法行為責任が保護する「自由」は、意思決定の自由にも及ぶ。この理由に基づき、錯誤に陥って財産を引き渡した被害者は、民法184条1項前段に基づいて損害賠償を請求することができる<sup>11)</sup>。しかし、より多くの裁判例は、実際には明確な立場を示しておらず、やや曖昧な態度をとっている。

上記の保険料詐取事案を例にとると、第二審裁判所は、保険外務員甲が不実の情報を提供して金銭を詐取したことは、民法184条1項前段に基づく賠償責任を構成するとしている<sup>12)</sup>。また、土地高額購入事案では、第二審裁判所は、売主甲が市街地再開発区域の範囲を知りながらその情報を隠蔽し、告知義務を怠ったことも同様に損害賠償請求権を構成すると判示している<sup>13)</sup>。注目すべきは、上記二つの判決がいずれも「意思決定の自由」に言及していないだけでなく、「被害者のどのような権利が侵害されたのか」についても明確に論じていない点である。

しかし、これらの判決理由は、実際には台湾の不法行為責任法における異なる保護の基本的立場に合致していない。そのため、二つの事案が第三審に上訴された後、最高法院は共通の疑問を提起している。すなわち、「権利侵害は果たして存在するのか」という問いである。原審裁判所が認定した事実によれば、保険外務員甲の不実の陳述や売主甲の情報隠蔽は、確かに相手方乙を錯誤に陥らせ、その結果、金銭の支払や契約の締結に至っている。この点に関して、最高法院は明確な見解を示していないものの、以下のような立場を暗に示唆しているように思

われる。すなわち、契約締結や金銭支払いの意思決定が他者の不実の陳述の影響を受けていたとしても、それは権利侵害を構成しない。この見解によれば、意思決定の自由は、権利とはみなされないように思われる。

### 三. 別の視点：主観的帰責事由

#### 1. 「保護対象」から「帰責事由」へ

上記の「意思決定の自由」に関する台湾の不法行為責任法における発展の現状は、「権利」と「利益」を区別することの困難さを相当程度反映している<sup>10)</sup>。この困難な状況は、表面的には「保護対象」に関する問題として現れるが、実際には異なる法益間の「保護の程度」や「帰責事由」に関連している（陳忠五、2022）。

前記のように、台湾の主流である異なる保護の立場の下では、権利侵害に該当しない場合、行為者がこの「純粋な経済的損失」に対して賠償責任を負うためには、原則として「故意による善良の風俗への違反」が前提となる。一方、行為者が単に善良な管理者の注意義務に違反した場合には、「権利侵害」に限って損害賠償責任を負う。このように、異なる保護の立場は、異なる責任成立要件を通じて「権利利益保護の階層化」という目標の達成を目的としている。

この階層的保護の立場は、主に帰責要件の厳格さの違いに現れている。法文の文言上、民法184条1項前段と後段の区別は、「過失・故意」および「違法性・善良の風俗違反」という二つの側面に同時に表れている。しかし、注目すべきは、学説上、「善良の風俗」という要件については、しばしば寛容で開放的な解釈態度がとられ、それによって「利益保護」の規範的要求に答えていることである（王澤鑑、2021。陳聰富、2019）。この傾向の下で、「行為が善良の風俗に違反するか否か」と「行為が違法であるか否か」の間の距離は、徐々に消失しつつある。したがって、保護対象の次元における「権利」と「利益」の区別は、主に主観的帰責事由の次元における「過失責任」と「故意責任」の区別を指し示している。

土地高額購入事案を例にとると、土地の売主甲が市街地再開発区域の範囲について説明義務を負っていたにもかかわらず、故意に情報を告知しなかった場合、買主乙の影響を受けた意思決定の自由が「権利」であるか「利益」であるかは、「民法184条1項後段の損害賠償責任の成立」という結論に影響を与えない。これに対して、売主甲に主観的な故意がなく、単に過失により誤った情報を提供した場合には、意思決定の自由が権利に該当するか否かは、「過失による不法行為責任の適用の余地があるか否か」という結論に直接影響を与える。このことから、「意思決定の自由が権利に該当するか否か」という問題は、「故意による詐欺」の場合には実際にはまったく重要ではなく、「過失による不実の陳述」の事案類型こそが真の試金石であることがわかる。

この「主観的帰責事由」という視点の下で、台湾の文献における意思決定の自由に関する議

論状況を振り返ってみると、しばしば「故意による詐欺（または強迫）」の事案類型にのみかかわっているようである（劉春堂、2020。鄭冠宇、2024）。そのため、多くの台湾の学説が意思決定の自由を一種の権利として認めているとしても、本当に「意思決定の自由を侵害する過失責任」を認めているかは、相当に疑わしい（陳忠五、2022）。台湾の裁判所も、「過失による不実の陳述」の損害賠償責任を直接的かつ明確に認めた例はないようである。

## 2. 台湾民法体系に内包される基本的立場

### (1) 出発点：民法 92 条

意思決定の自由を保護するメカニズムは、不法行為責任に基づく損害賠償に限定されるものではない。台湾の民法体系には、他にもいくつかの規範が設けられており、それらはすでに「故意責任」の基本的立場を内包しているように思われる。

意思決定の自由の保護に関して、台湾民法 92 条 1 項は基本的な規定であるといえる。この条文は「詐欺又は強迫によってした意思表示は、表意者がこれを取り消すことができる」と規定している。本条の規定は（意思表示に関する）意思決定の自由を保護することを目的としており、「意思表示に瑕疵がある」場合に、表意者に事後的な取消権を付与している。一方で、すべての「不自由な」意思決定に救済の余地があるわけではない。台湾の学説と実務は、この条文の適用には「詐欺（または強迫）の故意」が前提となることを明確に指摘している。当事者が「陳述内容と事実の不一致」について認識を欠いている場合、または「表意者を錯誤に陥れる」意図を有していない場合には、本条の適用の余地はない<sup>15)</sup>。

土地高額購入事案を再び例にとると、土地の売主甲が確認を怠ったために、市街地再開発区域の範囲を誤認し、買主に客観的事実と異なる誤った情報を提供した場合が考えられる。この場合には、売主に詐欺の故意が欠けているため、買主が錯誤に陥って投資決定を行ったとしても、上記の規定に基づいて意思表示を取り消すことはできない<sup>16)</sup>。

この見解は、「自己決定、自己責任」の原則というリスク配分の法政策を反映している。他者が意図的に情報格差を操作する場合を除き、表意者は自身の意思決定の失敗による不利益を自ら負担すべきである。

この「自己責任の原則」から派生する「故意の原則」は、台湾民法 92 条の取消権に関する解釈論において重要な役割を果たしている<sup>17)</sup>。そればかりか、この原則は、異なる規範目的が存在しない限り、他の法分野にも反映されるべきであり、そうでなければ、法秩序間の矛盾が生じることになる（呉從周、2019）。不法行為法も例外ではない。

民法 92 条が内包する「故意の原則」は、民法 184 条 1 項後段の「故意責任」に対応している。この範囲内で、意思決定の自由に影響を受けた表意者は、損害賠償を請求することができる。賠償方法については、「原状回復」を原則とし、「完全性利益（Integritätsinteresse）」を損害が発生しなかった、本来あるべき状態に回復させることとし<sup>18)</sup>、被害者は、当該法律行為の廢

止を請求することができる<sup>19)</sup>。具体的な事案への適用結果として、「取消し」と「廃止請求」の効果は、実際にはほとんど差異がない<sup>20)</sup>。したがって、「過失による不実の陳述」の事案類型において、意思決定の自由が侵害された場合の損害賠償や行為廃止の請求権を肯定することは、民法92条の「詐欺の故意」という解釈学的基礎とむしろ相反することになる。法秩序の一貫性の要請に鑑みれば、不法行為法における意思表示の自由の保護は、「過失」を主観的帰責事由とすべきではない。

以上を踏まえ、土地高額購入事案では、第三者が確認を怠って不実の情報を提供し、それによって買主乙が錯誤に陥って取引の決定を行ったとしても、乙は不法行為の規定に基づいて損害賠償を請求することはできない。この基本的立場は、ある行為準則を示している。それは、他人の取引決定に関する事項について、「慎重に調査して真実であることを確認する」注意義務は負わないということである。原則として、「故意に他人の誤認を創出（または利用）する場合にのみ責任を負うべきである。

## (2) 民法245条の1に隠された前提

一般的に、取引に関連する事項の評価リスクは、最終的には当事者が取引に参加する際に負担すべきコストである。他人の意思決定について、原則として情報提供義務を負わないことは既述の通りである。しかし、特定の状況下では、当事者間に特別な信頼関係が存在することがあり、その場合には、他人の意思決定に関する情報提供義務が生じる可能性がある。この範囲においては、「故意責任」の基本的立場だけでは不十分な場合がある。そのため、台湾法では、これを補完するためのいくつかの特別規定が設けられている。

契約締結上の過失 (*culpa in contrahendo*) は、その一例である。台湾民法245条の1第1項1号の規定によれば、契約当事者の一方が相手方からの重要事項に関する質問に対して悪意で虚偽の説明または隠蔽を行ったときは、一定の要件の下で損害賠償責任を負う。この制度は、「契約締結」という意思決定の自由を、契約相手方の不実情報による影響から保護することを目的としている。

本条の規定は、「悪意」による隠蔽または不実の説明のみに限定されている。このような主観的帰責要件の規範設計は、単に「故意責任」の再確認に留まり、不法行為責任から独立した規範機能を担うには不十分である。このため、立法論としては、すでに多くの批判が寄せられている（陳聡富、2023。向明恩、2011。楊芳賢、2016。周伯峰、2018）。また、解釈論においても、「過失による隠蔽または不実の陳述」の場合にも本条を適用または類推適用すべきであるとの主張が多くなされている<sup>21)</sup>。

本稿では、台湾民法245条の1における欠陥を改めて論じることはしないが、契約締結上の過失の適用範囲と規範機能が不法行為責任と密接に関連しており、両者が「此消彼長」<sup>22)</sup>の相互関係にあることを指摘しておきたい（陳忠五、2008）。不法行為法が「故意責任」を基本的

立場としているため、「特別な信頼関係」に基づく「過失責任」を補完するために別の規範を設ける必要がある。

前記の納骨塔区画事案および土地高額購入事案を例にとると、納骨堂区画または土地の買主である乙は、誤った事実評価に基づいて投資契約を締結する決定を行った。不実の情報を提供した者（その提供者が契約の相手方であれ第三者であれ）に主観的に「故意」が認められる場合には、不法行為に基づく損害賠償責任の適用が認められる余地がある（台湾民法 184 条 1 項後段参照）。これに対して、情報提供者に単なる過失しかない場合は、不法行為法が故意責任を採用している立場の下では、買主乙は損害賠償を請求することができない。この点において、契約締結上の過失の主な制度的機能の一つは、契約当事者間における「過失責任」の創設にある。

情報提供者の損害賠償責任は、大別して二つに分類される。一つは、特別な信頼関係に基づく過失責任（例：納骨堂の経営者、土地の売主など契約の相手方）であり<sup>23)</sup>、もう一つは、一般的な状況における故意責任（例：親族や友人などの第三者）である。一般的な不法行為責任法の規範領域は、あらゆる人間関係における一般的な義務に関するものであり、責任主体の範囲には原則として制限はない（陳忠五、2008）。そのため、「特別な関係」に基づく過失責任については、契約締結上の過失などの補完的制度によって規範化されている<sup>24)</sup>。

台湾法が契約締結上の過失制度を導入した背景には、不法行為責任では十分に対応できないという状況がある。このような「責任の空白」の存在は、不法行為法が主に故意責任に依拠しているために生じる典型的な課題であるといえる。

#### 四. 結論

台湾の不法行為責任法においては、権利と利益は区別して保護されるべきであり、それぞれ主に民法 184 条 1 項前段と後段が適用される。この二つの異なる請求権の基礎は、保護の程度の違いを反映しており、最大の相違点は「過失」か「故意」かという主観的帰責事由にある。

「意思決定の自由」に対する不法行為法上の保護について、台湾ではこれまで「権利」と「利益」の区別に重点を置いて議論されてきたが、現在に至るまで共通の認識は得られていない。これに対して、本稿では、「保護の対象」という観点を離れ、「主観的帰責事由」を出発点として議論を展開することを主張する。その核心は、意思決定の自由の保護において、台湾民法体系が「故意責任」と「過失責任」のいずれを基礎としているかにある。

この問題に関して、自己責任の原則に基づき、台湾民法 92 条は「故意の原則」を採用している。これは一般の不法行為責任法にも適用されるべきである。一方、特別な信頼関係が存在する場合には、特別な情報提供義務が生じる可能性があり、「過失責任」を採用する必要がある。このような規範上の要請は他の制度によって補完されるべきであり、その一例が契約締結上の

過失である。

#### 注

- 1) 患者の自己決定権は、もう一つの一般的な関連事例である。特に「告知がなされていない」または「有効に告知がなされていない」状況での患者の決定に関わる。この問題は、「告知後同意の法則」と密接に関連している。
- 2) この事例は、最高法院 113 年度台上字第 667 号判決を簡略化し、一部改編したものである。
- 3) この事例は、最高法院 111 年度台上字第 176 号判決を簡略化し、一部改編したものである。
- 4) この事例は、最高法院 110 年度台上字第 2150 号判決を簡略化し、一部改編したものである。
- 5) 民法 184 条 2 項の「他人の法的保護規範への違反」に基づく不法行為責任も、確かに一つの請求権の基礎である。しかし、この条文に定められた帰責事由、保護対象、その他の成立要件は、実際には「係争保護規範」の解釈に依存している。そのため、本稿ではこれについては割愛する。
- 6) 実務の例としては、最高法院 112 年度台上字第 2390 号判決、112 年度台上字第 135 号判決などがある。
- 7) 過去の実務における異なる見解については、最高法院 77 年度第 19 回民事法廷会議決議（二）を参照。
- 8) 最高法院 111 年度台上字第 176 号判決を参照。
- 9) 同様に「意思表示の自由」と「全体の財産」の区別に言及し、刑法上の詐欺罪保護法益の議論が示唆に富むものとして、許澤天（2023 年）『刑法分則（上）：財産法益編〔第 5 版〕』112 頁、古承宗（2023 年）『刑法分則：財産犯罪編』207-209 頁を参照。
- 10) 厳密に言えば、台湾の不法行為法の基本構造において、この問題は一方で「民法 184 条における権利と利益の区別」に関わり、これは本稿の議論の中心である。他方で、民法 18 条 2 項の規定に基づき、慰謝料の請求は法律に特別な規定がある場合に限られる（例えば、民法 195 条）。したがって、意思決定の自由が民法 195 条という「自由」に該当するかどうかは、慰謝料請求の許容性に関わる問題となる。
- 11) 例えば、台湾高等法院 112 年度上易字第 465 号判決や 112 年度上易字第 25 号判決など参照。
- 12) 台湾高等法院 112 年度保險上字第 11 号判決を参照。
- 13) 台湾高等法院花蓮分院 109 年度重上字第 10 号民事判決を参照。
- 14) 一般的に、台湾不法行為責任法における「権利」とは、法律の既存体系で承認された私権を指す。この概念の特徴は、権利の外延が明確であり、典型的な社会的公開性を有する点にある。
- 15) 実務の見解としては、最高法院の 56 年台上字第 3380 号および 18 年上字第 371 号裁判の先例を参照。また、近年のものとしては、最高法院 108 年度台上字第 1241 号および 108 年度台上字第 1888 号などの判決がある。
- 16) 「意思表示の錯誤」に基づいて取消しが可能かどうかは、別の問題である。この点について、最高法院 103 年度台上字第 852 号判決は肯定的な見解を採用している。
- 17) このような「故意責任」に基づく主観的責任要件は、台湾民法 74 条に規定された「暴行行為」にも見られる。同条に基づけば、他人の急迫、軽率または経験不足の状況を利用して財産上の不利な決定を促した場合、一定の要件の下で事後的な取消しが認められるべきである。重要なのは、台湾の学説および実務の多くが、「他人の急迫、軽率または経験不足の状況を利用する」とは、「その状況を認識し、意図的に利用する」ことを指すとしており、「過失」についてはこの条文の適用がないと解している点である。実務の見解としては、最高法院 110 年度台上字第 534 号判決がある。
- 18) 損害賠償の方法について、台湾民法 213 条 1 項は「原状回復を優先する」原則を採用している。
- 19) 台湾民法 198 条も参照。関連する議論の多くは詐欺に基づく「債権契約」の廃止に焦点を当てているが、意思決定の自由が侵害される点において、「物権契約」と区別する理由はないように思われる。
- 20) 補足すると、「第三者による詐欺」の場合、すなわち「相手方による詐欺」ではない事例においては、「取消権」と「廃止請求権」が他者の法律関係に影響を及ぼすため、三者間の利益を調整する必要がある。台湾民法 92 条 1 項ただし書では、立法者が「相手方が知っている場合または知り得た場合」を要件として設定している。不法行為法における損害賠償法の解釈論では、台湾民法 215 条の「原状回復が不可能または著しく困難」である場合の審査を通じて、「金銭賠償」を賠償方法の例外として認めることが可能な一つの道筋となり得る。
- 21) しかし、「法学的方法」における解釈適用については見解が分かれている。一部の論者は「民法 245 条

- の1第1項1号を拡張解釈または類推適用すべき」と主張しており（周伯峰、2018）、一部の論者は「同条項3号を適用すべき」と主張している（楊芳賢、2016。向明恩、2011）。
- 22) 一方が増えると他方が減ることを指す。
- 23) 契約当事者以外の第三者（例：専門職従事者）についても、一定の「特別な信頼関係」が存在し、それに基づき（契約締結上の）過失責任を負うべきかどうかは、立法論および解釈論の両面でさらなる議論が必要である。
- 24) さらに一例を挙げると、台湾証券取引法20条の1には「財務報告の虚偽」に関する条文が設けられている。同条によれば、特定の情報内容について発行者は無過失責任を負い、実務担当者および会計士は過失責任を負うことが規定されている。同条の規定は、一般不法行為法の故意責任を基礎とし、その不足を補完することを目的としている。

### 参考文献

- 陳聰富（2019年）『醫療責任の形成與展開〔修訂版〕』84頁以下。
- 王澤鑑（2021年）『侵權行為法〔增訂新版〕』126-128頁、161-163頁、225頁、379頁、438-439頁、780-781頁。
- 孫森焱（2020年）『民法債編總論上冊〔修訂版〕』210頁、220頁、438-439頁。
- 陳聰富（2023年）『民法債編總論（一）：侵權行為法原理〔第3版〕』33-38頁、75-77頁、58-59頁。
- 陳忠五（2008年）『契約責任與侵權責任の保護客體—「權利」與「利益」區別正當性的再反省』8-10頁、88頁以下、139頁以下、259頁以下。
- 葉啓洲（2016年）「純粹經濟上損失在台灣侵權行為法上的保護—以最高法院相關裁判為中心」政治大學法學院民事法學中心等編『民事法制之新典範』33頁。
- 游進發（2017年）「民法上之權利利益歸屬秩序」東吳法律學報28卷3期74頁。
- 劉春堂（2020年）『民法債編通則（下）—無因管理、不當得利、侵權行為』328頁、358頁、808-809頁。
- 葉啓洲（2022年）「愛情保險單與愛情靈骨塔：因詐欺對被害人取得債權之撤銷、侵權賠償與不當得利—台灣高等法院109年上字第716號民事判決」台灣法律人9期、152-155頁。
- 詹森林（1998年）「自由權之侵害與非財產上之損害賠償」『民事法理與判決研究』253頁以下。
- 黃松茂（2022年）「遷葬之人格利益？—評臺灣高等法院高雄分院104年度上國易字第2號判決」月旦裁判時報117期、37頁以下。
- 陳忠五（2022年）「詐欺他人訂立契約的侵權責任—最高法院110年度台上字第2150號判決簡析」台灣法律人18期、132頁、134頁、129-138頁。
- 鄭冠宇（2024年）『民法債編總論 7版』553頁。
- 陳聰富（2019年）「論過失侵害利益之侵權責任—區別權利侵害與利益侵害的困境與突破」『侵權責任主體與客體』、81-88頁。
- 王澤鑑（2024年）『民法總則〔增訂新版〕』497頁。
- 陳聰富（2022年）『民法總則〔第4版〕』387頁。
- 鄭冠宇（2023年）『民法總則〔第8版〕』361頁。
- 葉啓洲（2022年）『民法總則 增修〔第2版〕』244頁。
- 吳從周（2019年）「再訪違章建築—以法學方法論上『法秩序一致性』原則出發觀察其法律性質與地位」『民事實務之當前論爭課題』130-137頁。
- 王澤鑑（2018年）『損害賠償 校正〔第3版〕』129-130頁
- 葉新民（2013年）「德國民法上違反契約締結時說明義務之損害賠償責任—兼論以契約之回復原狀做為損害賠償方法在我國法上適用的可能性」臺北大學法學論叢86期、99-111頁。
- 周伯峰（2018年）「論對「不受期待之契約」的法律上處理—以契約締結上過失為中心」政大法學評論155期、268-271頁、281-282頁。
- 陳聰富（2023年）「論契約成立生效後之契約締結上過失責任—以不實表述之責任為中心」『契約成立與契約締結過失』246頁。
- 向明恩（2011年）「對我國民法第245條之1之反省與檢討」臺北大學193-194頁。
- 楊芳賢（2016年）「自兩件外國過失不實陳述判決論民法第二四五條之一第一項尤其第一款之妥適性」月旦法學雜誌251期、194-195頁、205頁。

向明恩（2009年）「德國契約締結上過失理論之發展」臺北大學法學論叢70期、41頁以下。  
頼英照（2020年）『最新証券交易法解析〔第4版〕』692-699頁。